平成２２年（フ）第１２１３号
愛知県名古屋市緑区鳴海町字山ノ神57番地の１　山ノ神マンション301号
破産者　新山　新一
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８３９号
名古屋市西区八筋町70番地　ロイヤルガーデン１－Ａ号
破産者　小島商店こと　小島　安弘
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３２３号
愛知県半田市祢宜町１番地アピタシオンＡ102号
破産者　藤井　　貢
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３２４号
愛知県半田市祢宜町１番地アピタシオンＡ102号
破産者　藤井　公子
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２８号
広島県府中市上山町小塚298番地、開始決定時の住所愛知県一宮市森本１丁目３番36号モアグレース森本603号
破産者　丁場　和弘
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９５８号
愛知県豊明市二村台４丁目17番地16　ドール豊明102号
破産者　吉川　晴彦
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４３７号
愛知県春日井市小野町４丁目５番地14　メゾネット勝川205号
破産者　今津工業こと　今津　重樹
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４５０号
名古屋市港区東海通３丁目８番地の２　フィレンツェ東海通103号
破産者　堤　　伸正
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０９号
大阪府岸和田市春木中町２番14号
破産者　江本昌一こと　劉　　昌植
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０４１号
大阪府阪南市自然田1577番地
破産者　南　　博文
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１０７号
大阪府岸和田市上町21―17、店舗の住所大阪府岸和田市野田町１―11―３、住民票上の住所大阪府岸和田市上町47番18―206号
破産者　いづみ薬品店こと葛山隆治こと　小門　隆治
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
大阪府泉南市信達牧野501番地
破産者　稲留　妙子
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
大阪府泉佐野市日根野4635番地306、開始決定時の住所大阪府泉佐野市日根野4058番地の12
破産者　西野　幸保
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
大阪府貝塚市三ツ松1278番地
破産者　岸本　俊寛
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３５６号
大阪府泉南市信達市場1461番地の12
破産者　田中　欣也
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
大阪府岸和田市上野町西16番20号
破産者　川端　則子
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３９０号
大阪府泉南市信達大苗代62泉南一丘団地42棟105号、住民票上の住所和歌山県岩出市金池76番地702号
破産者　稲次今日子
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４０３号
大阪府和泉市幸３丁目17番67―403号、開始決定時大阪府和泉市室堂町664番地の１サンヒルズ光明池105号
破産者　飯塚　正明
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
神戸市中央区国香通６丁目２番15号サンビルダー三宮東601号
破産者　福田江美子
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部